

火薬類保安責任者免状の手数料納付は

オンライン納付をご活用ください

- ・令和7年12月31日に岐阜県収入証紙の販売が終了したため、
令和8年1月1日以降の申請手数料は、原則、オンラインでの納付をお願いします。
- ・既に購入している証紙は令和8年9月30日まで使用できます。

1 オンライン納付について

- ・岐阜県公式ホームページにアクセスしてオンライン決済を行います。
- ・決済後に発行される**10桁の受付番号**を申請書に記入してください。
※領収書は発行されません。



＜岐阜県公式HPオンライン納付＞



利用可能な決済サービス

クレジットカード



コード決済



2 オンライン納付ができない場合は

ア 納付書



＜県公式HP納付書納付＞

- ・納付書により金融機関で納付ください。

※コンビニや郵便局では利用できません。

- ・金融機関から交付される納付済証を申請書に添付してください。
- ・納付済証を紛失されると、申請ができませんのでご注意ください。

【配布場所】 県消防課（県庁5階）

【郵送による配布を希望する場合】

県公式ホームページに掲載されている「納付書送付依頼書」を返信用切手を貼付した封筒とともに県消防課予防保安係宛送付してください。

イ キャッシュレス 決 済

- ・県消防課（県庁5階）で申請内容確認後、県庁1階窓口のキャッシュレス端末で決済します

利用可能な決済サービス

クレジットカード



コード決済



電子マネー



※PiTaPaは除く

【問合せ先】

岐阜県危機管理部消防課予防保安係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL: 058-272-1111 (内線2888)